

令和元年9月中に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました。(令和元年11月)

地方海難審判所(全国8箇所) 23件	
事件種類(件)	衝突13、乗揚5、衝突(単)2、負傷1、施設損傷1、運航阻害1
関係船舶(隻)	漁船17、モーターボート8、貨物船7、旅客船2、油送船1、ヨット1

令和元年9月中に言い渡された裁決23件のうち、

1件[熊野灘で油送船と漁船とが衝突した事件:横浜地方海難審判所]の概要をご紹介します。
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。
(中央の審判所(東京)で言い渡された裁決はありませんでした。)

なお、詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/31nen/3yh/yhR109/31yh016.pdf

ちなみに、海難審判所(東京)に地域管轄はなく、全国で発生した、以下の**重大な海難**を対象としています。

重大な海難(海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合、又は2人以上の旅客が重症となった場合
- 2 5人以上が死亡または行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船、100総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

【海難概要】 熊野灘においてA船(498トン)が東行中、B船(4.19トン)が北上中、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。

【発生日時】 平成29年12月16日 15時25分

【発生場所】 熊野灘(宇久井駒埼灯台から098.5度3.9海里)

【死傷者】 なし

【損傷等】 A船:右舷船首部外板に擦過傷
B船:左舷中央部外板に圧壊等

《原因》

東行中のA船が、見張り不十分で、前路を左方に横切るB船の進路を避けなかった。
北上中のB船が、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった。

《懲戒》 二等航海士A: **五級海技士(航海)の業務を1箇月停止** 船長B: **戒告**

《原因の背景》

二等航海士Aは、定針したとき(衝突の1時間25分前)前路を一見して船舶を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、椅子に腰を掛けていた(視野が限定されていた)。

船長Bは、台風通過の影響で海面に多くの浮遊物があったので、前路の海面に航行の支障となる浮遊物がないかを見ることに気を取られていた。

《航法の適用》

衝突地点付近は、一般法である海上衝突予防法が適用される。本件時、両船は、互いの視野の内にあり、互いに進路を横切り衝突のおそれのある態勢で接近して衝突したもので、A船が避航義務を、B船が針路、速力の保持、警告信号及び協力動作の各義務を履行する時間的、距離的余裕があったので、横切り船の航法が適用される。(同法第15条)

